

稲敷市自動販売機設置事業者募集要項

稲敷市（以下「市」という。）では、市有施設に清涼飲料水自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を次のとおり募集します。一般競争入札により設置事業者を決定いたしますので、入札に参加を希望される方は、この募集要項及び別紙「入札物件一覧表」「自動販売機設置仕様書」をご確認のうえ、お申し込みください。

1 募集施設及び台数

15施設29台（入札物件一覧表及び自動販売機設置仕様書のとおり）

2 貸付期間

令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

3 使用許可上の条件等

(1) 使用許可の内容

この使用許可は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可（行政財産の目的外使用）です。（借地借家法の適用はありません。）

(2) 行政財産使用料及び貸付料等

① 設置事業者は、次の区分による行政財産使用料に加えて、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という）込みの金額）を市へ納入するものとします。なお、屋外施設（土地の貸付け）については消費税非課税となります。

ア 屋内設置自動販売機の行政財産使用料は、1台につき年額12,000円です。

イ 屋外設置自動販売機の行政財産使用料は、1台につき年額6,000円です。

※ 1年に満たない期間の貸付料の算出にあつては、落札金額を当該年の日数で除して得た額（1円未満切捨て）に使用許可日数を乗じた額とします。

② 電気料金は設置事業者の実費負担とし、各設置事業者において電気使用量計測子メーターを設置することとします。なお、設置に際して、新たに電気の引き込みが生じる場合は、設置事業者の負担となります。また、計測により算出した電気料金は年1回払いとし、市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

※ 電気料金とは電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び消費税額となります。なお、法改正等により制度変更があつた場合には、変更後の制度によるものとします。

③ 行政財産使用料及び貸付料、電気料金は、それぞれ市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入してください。

- ④ その他、自動販売機の設置及び撤去並びに維持管理等に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

【市への納付金額】

行政財産使用料＋貸付料（税込み）＋電気料金

(3) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保の目的に供してはならない。
- ② 販売価格は、メーカー希望小売価格以下とすること。
- ③ 販売品目は清涼飲料水等の飲物とし、酒類・タバコ又はその類似品の販売は行ってはならないものとする。なお、販売品目の具体的な構成については、市と協議すること。
- ④ 販売品目の形態は、「飲料水」にあつては、缶、ビン、ペットボトル及び紙パックなど密閉容器に入った商品であること。
- ⑤ 設置事業者は、自動販売機電気使用量及び毎月の売上本数・金額を、市が指定する期日までに報告すること。
- ⑥ 自動販売機の設置及び撤去の作業は、原則として使用許可期間内に完了すること。
- ⑦ 自動販売機の設置及び撤去の作業は、稲敷市役所本庁舎においては、窓口業務時間外に行うこと。なお、他施設においては、別途協議すること。

(4) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次に掲げる条件を満たした仕様としてください。

- ① 設置する自動販売機は、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- ② 設置する自動販売機は、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- ③ 設置する自動販売機は、設置場所の周辺環境に配慮し、ユニバーサルデザイン機の設置に努めること。
- ④ 「入札物件一覧表」の販売品目において（災害対応）の表示があるものは、災害発生時に、市が飲料の提供を必要とした場合に、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。
- ⑤ 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。なお、自動販売機に係る事故に関して、市の責任によることが明らかな場合を除き、市は一切責任を負いません。
- ⑥ 自動販売機は、漏電遮断機付のものとする。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 販売する品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収ボックスを必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。また、回収ボックスから使用済み容器等があふれないよう周囲に散乱しない対策を講じること。
- ③ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 許可の取消し

次の場合、使用の許可を取り消すことがあります。この場合、市の取り消しにより設置事業者が生じた損失を、市は補償しないものとします。

- ① 公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- ② 使用上の条件等に違反する行為があると認められるとき又は入札参加資格要件に適合しない状況となったとき。

(7) 使用許可場所の返還

使用許可期間満了及び許可取り消し等により自動販売機を撤去する場合は、設置事業者の責任と負担により原状回復を行い、市による確認を受けなければなりません。なお、設置事業者の都合により、使用許可期間満了前に解除する場合は、3か月前に申し出るものとし、市は当該年度に納入済み使用料を返還しません。

(8) 自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。

(9) その他

この要項の定めのほか、運営に関し疑義がある時、又は使用について疑義が生じたときは、双方協議のうえ定めるものとし、協議が整わないときは、市の解釈により決定するものとします。

4 設置場所及び面積

- (1) 設置場所については、「自動販売機設置仕様書」を参照してください。
- (2) 自動販売機の設置許容寸法については、「自動販売機設置仕様書」のとおりとし、放熱余地及び自動販売機転倒防止器具等を含むものとします。
- (3) 現場確認を必要とする場合は、稲敷市特定事業推進課へ事前に連絡してください。

5 現在設置済自動販売機との調整

現在の自動販売機を設置している業者が、当該設置場所の落札者となり、引き続き設置が決定した場合で、災害対応自動販売機等の仕様変更がなく、現在仕様の自動販売機の設

置が可能な場合は、現在の自動販売機を引き続き設置することを可とします。

6 問い合わせ先

稲敷市 市長公室 特定事業推進課

TEL 029-892-2000 (代)

FAX 029-892-2062